

道の自由』『憲法と裁判』一四二頁
も古いフランスの学説を紹介してお
り参考になる。

(4) Richmond Newspapers, Inc. v.
Virginia, 448 U. S. 555, 100 S.

Ct. 2814 (1980)

シニリスト七三七号七〇頁の紹介
による。市川正人「修正一条と公判
の出席権」判例タイムズ四五一号
一三頁も同判決の解説。なお、室町
正実「公判前手続の非公開決定と傍
聴権」判例タイムズ四四四号五〇頁
をも参照。

(5) 奥平康弘『知る権利』二五九頁

(注1) 注4掲記判決のブレナン

判事の意見。

(6) 家永三郎『裁判批判』五二頁。

(7) カラマンドレーイ『訴訟と民主主
義』(小島リ森訳)六七頁以下。

(8) 香城敏彦「傍聴人の地位」『公判
法大系』

(9) 庭山英雄「裁判の公開」『刑事訴
訟法の争点』一六八頁。

(10) 陪審制の教育的機能については、
拙稿「ヨーロッパの裁判制度・上」
本誌一五一号二三頁。

2 裁判の実質的公開のために

裁判公開の目的が以上のようなもので
あるとすれば、その目的を十分に達成す
るために、次のことが必要である。

者の批判にさらされるわけだし、視
聴者もそう簡単にだまされるもので
はない。

①テレビカメラの存在が法廷の静
寂を害したり、当事者たちに心理的
圧迫を与えることを危惧する

②「法廷のやりとりそのものを見
聞することこそ、私達が罪と罰の重
みを知り、法の精神を理解するため
に有意義なレッスンになるのではないか
といふ。」入廷行列や法廷外での
支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚
的イメージになることは望ましいこ
とではない。

アメリカでは既に二つの州で法廷にテ
レビカメラが入っている。連邦最高裁
も、一九八一年一月二六日、フロリダ州
がテレビカメラを法廷に持ち込むことを
裁判所規則で認めたことは、被告人の意
見である。私はこの意見に賛同す
る。一番の問題は真実発見の障壁になる
か否かという点である。これはある意味
で検証不能の問題であるが、アメリカで
の実験がいちおうの参考になろう。
アメリカでは既に二つの州で法廷にテ
レビカメラが入っている。連邦最高裁
も、一九八一年一月二六日、フロリダ州
がテレビカメラを法廷に持ち込むことを
裁判所規則で認めたことは、被告人の意
見である。

第一は口頭主義である。国民が裁判を
審理し、裁判である（あるいは情報にア
クセスできる）ためには、裁判が傍聴人
が見てわかるものでなければならない。

イギリスの裁判では完全な口頭主義が
採用されているが、これは裁判公開のた
めである。イギリスの法律家は次のように
いう。証明、弁論、判決がすべて口頭
でなされることにより、一般の人々も裁
判所が得る資料をそつくり見聞できる。
これによってはじめて裁判官の判断を監
視・批判できるのである。逆に、裁判所
の訴訟資料取得が明白かつ公開であるこ
とから、裁判所の公平、適切、合理性へ
の信頼が生まれる。また、口頭主義のた
め、裁判は見てわかる面白いものにな
る。これによって一般民衆の興味をつな
ぎとめることができる、と。

これは重要なことである。裁判の公開
が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を
得るために本当に必要な、わかりにく
く、つまりなく、傍聴しにくくしておい
て、機会は与えた、傍聴しないのは国民
の勝手だとするのは妥当でない。

民衆の場合、近年多発している当事者
の信頼が生まれる。また、口頭主義のた
め、裁判は見てわかる面白いものにな
る。これによって一般民衆の興味をつな
ぎとめができる、と。（作ること）公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。
傍聴できるようになることが必要であ
る。そのためには、大きな法廷を使うこ
と（作ること）、公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。
傍聴できるようになることが必要であ
る。そのためには、大きな法廷を使うこ
と（作ること）、公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。
傍聴できるようになることが必要であ
る。そのためには、大きな法廷を使うこ
と（作ること）、公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。
傍聴できるようになることが必要であ
る。そのためには、大きな法廷を使うこ
と（作ること）、公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。

第二に、ある特定の公判を傍聴するこ
とを希望する人が、できるかぎり多く
傍聴できるようになることが必要であ
る。そのためには、大きな法廷を使うこ
と（作ること）、公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。
傍聴できるようになることが必要であ
る。そのためには、大きな法廷を使うこ
と（作ること）、公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。
傍聴できるようになることが必要であ
る。そのためには、大きな法廷を使うこ
と（作ること）、公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。
傍聴できるようになることが必要であ
る。そのためには、大きな法廷を使うこ
と（作ること）、公判のテレビ放映を認
めることが検討されるべきである。

第三に、訴訟当事者、裁判官の発言が
法廷で見聞したことを記録し、公表す
ることが、表現の自由の保障に含まれる
ことはいうまでもない（前掲アメリカ連
邦最高裁判決参照）。現実に裁判を傍聴
する者は限りがある以上、公判情報
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

〈マイク・通訳〉

法上の権利を害しないとする判決を出し
ている。フロリダ州でのテレビカメラ解
禁の結果、「カメラ解禁反対論者が教え
上げた幾多の混乱と不安は、同州における
実施後の現実が、その把覺であったこ
とを立証した」という。

テレビ中継がなされれば、国民の裁判
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

これは重要なことである。裁判の公開
が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を
得るために本当に必要な、わかりにく
く、つまりなく、傍聴しにくくしておい
て、機会は与えた、傍聴しないのは国民
の勝手だとするのは妥当でない。

もちろん口頭主義の欠點はつとに指摘
されており、イギリスの手続にも欠陥は
ある。傍聴席が特定の傍聴人たちに
よって占拠されているときにはテレビ
カメラがあつたほうがかえって心
理的圧迫を和らげるかもしれない。

③「法廷のやりとりそのものを見
聞することこそ、私達が罪と罰の重
みを知り、法の精神を理解するため
に有意義なレッスンになるのではないか
といふ。」入廷行列や法廷外での
支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚
的イメージになることは望ましいこ
とではない。

テレビが入っている。連邦最高裁判
所では、検察官の冒頭陳述が、ぼそぼそ小さ
い声で読むためほとんど聞きとれず、翌
日の新聞をみてはじめて理解できたこと
を書かれていた。これでは公開したこと
にならない。傍聴人に十分聞きとれるよ
うに、必要によつてマイクを使うべき
である。

④「あ者が被告人となつている公判
で、ろうあ者の傍聴人のために傍聴席で
立ち上がりて手話通訳していた人々が次
々に退廷させられた事件がある。被告人
のための正規の手話通訳はおかげでお
り、傍聴席での傍聴人のへの自主通訳が、
審理妨害のおそれとして禁止された
のである。難しい問題を含んでいるが、
傍聴人のよく聞く権利との関連で検討さ
れるべき問題である。

〈メモおよび報道の自由〉

法廷で見聞したことを記録し、公表す
ることは、表現の自由の保障に含まれる
ことはいうまでもない（前記アーヴィング
事件参照）。現実に裁判を傍聴する
傍聴する者は限りがある以上、公判情報
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

テレビ中継がなされれば、国民の裁判
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

これは重要なことである。裁判の公開
が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を
得るために本当に必要な、わかりにく
く、つまりなく、傍聴しにくくしておい
て、機会は与えた、傍聴しないのは国民
の勝手だとするのは妥当でない。

もちろん口頭主義の欠點はつとに指摘
されており、イギリスの手続にも欠陥は
ある。傍聴席が特定の傍聴人たちに
よって占拠されているときにはテレビ
カメラがあつたほうがかえって心
理的圧迫を和らげるかもしれない。

③「法廷のやりとりそのものを見
聞することこそ、私達が罪と罰の重
みを知り、法の精神を理解するため
に有意義なレッスンになるのではないか
といふ。」入廷行列や法廷外での
支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚
的イメージになることは望ましいこ
とではない。

テレビが入っている。連邦最高裁判
所では、検察官の冒頭陳述が、ぼそぼそ小さ
い声で読むためほとんど聞きとれず、翌
日の新聞をみてはじめて理解できたこと
を書かれていた。これでは公開したこと
にならない。傍聴人に十分聞きとれるよ
うに、必要によつてマイクを使うべき
である。

④「あ者が被告人となつている公判
で、ろうあ者の傍聴人のために傍聴席で
立ち上がりて手話通訳していた人々が次
々に退廷させられた事件がある。被告人
のための正規の手話通訳はおかげでお
り、傍聴席での傍聴人のへの自主通訳が、
審理妨害のおそれとして禁止された
のである。難しい問題を含んでいるが、
傍聴人のよく聞く権利との関連で検討さ
れるべき問題である。

〈マイク・通訳〉

第三に、訴訟当事者、裁判官の発言が
法廷で見聞したことを記録し、公表す
ることは、表現の自由の保障に含まれる
ことはいうまでもない（前記アーヴィング
事件参照）。現実に裁判を傍聴する
傍聴する者は限りがある以上、公判情報
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

テレビ中継がなされれば、国民の裁判
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

これは重要なことである。裁判の公開
が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を
得るために本当に必要な、わかりにく
く、つまりなく、傍聴しにくくしておい
て、機会は与えた、傍聴しないのは国民
の勝手だとするのは妥当でない。

もちろん口頭主義の欠點はつとに指摘
されており、イギリスの手続にも欠陥は
ある。傍聴席が特定の傍聴人たちに
よって占拠されているときにはテレビ
カメラがあつたほうがかえって心
理的圧迫を和らげるかもしれない。

③「法廷のやりとりそのものを見
聞することこそ、私達が罪と罰の重
みを知り、法の精神を理解するため
に有意義なレッスンになるのではないか
といふ。」入廷行列や法廷外での
支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚
的イメージになることは望ましいこ
とではない。

テレビが入っている。連邦最高裁判
所では、検察官の冒頭陳述が、ぼそぼそ小さ
い声で読むためほとんど聞きとれず、翌
日の新聞をみてはじめて理解できたこと
を書かれていた。これでは公開したこと
にならない。傍聴人に十分聞きとれるよ
うに、必要によつてマイクを使うべき
である。

④「あ者が被告人となつている公判
で、ろうあ者の傍聴人のために傍聴席で
立ち上がりて手話通訳していた人々が次
々に退廷させられた事件がある。被告人
のための正規の手話通訳はおかげでお
り、傍聴席での傍聴人のへの自主通訳が、
審理妨害のおそれとして禁止された
のである。難しい問題を含んでいるが、
傍聴人のよく聞く権利との関連で検討さ
れるべき問題である。

〈マイク・通訳〉

第三に、訴訟当事者、裁判官の発言が
法廷で見聞したことを記録し、公表す
ることは、表現の自由の保障に含まれる
ことはいうまでもない（前記アーヴィング
事件参照）。現実に裁判を傍聴する
傍聴する者は限りがある以上、公判情報
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

テレビ中継がなされれば、国民の裁判
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

これは重要なことである。裁判の公開
が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を
得るために本当に必要な、わかりにく
く、つまりなく、傍聴しにくくしておい
て、機会は与えた、傍聴しないのは国民
の勝手だとするのは妥当でない。

もちろん口頭主義の欠點はつとに指摘
されており、イギリスの手続にも欠陥は
ある。傍聴席が特定の傍聴人たちに
よって占拠されているときにはテレビ
カメラがあつたほうがかえって心
理的圧迫を和らげるかもしれない。

③「法廷のやりとりそのものを見
聞することこそ、私達が罪と罰の重
みを知り、法の精神を理解するため
に有意義なレッスンになるのではないか
といふ。」入廷行列や法廷外での
支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚
的イメージになることは望ましいこ
とではない。

テレビが入っている。連邦最高裁判
所では、検察官の冒頭陳述が、ぼそぼそ小さ
い声で読むためほとんど聞きとれず、翌
日の新聞をみてはじめて理解できたこと
を書かれていた。これでは公開したこと
にならない。傍聴人に十分聞きとれるよ
うに、必要によつてマイクを使うべき
である。

④「あ者が被告人となつている公判
で、ろうあ者の傍聴人のために傍聴席で
立ち上がりて手話通訳していた人々が次
々に退廷させられた事件がある。被告人
のための正規の手話通訳はおかげでお
り、傍聴席での傍聴人のへの自主通訳が、
審理妨害のおそれとして禁止された
のである。難しい問題を含んでいるが、
傍聴人のよく聞く権利との関連で検討さ
れるべき問題である。

〈マイク・通訳〉

第三に、訴訟当事者、裁判官の発言が
法廷で見聞したことを記録し、公表す
ることは、表現の自由の保障に含まれる
ことはいうまでもない（前記アーヴィング
事件参照）。現実に裁判を傍聴する
傍聴する者は限りがある以上、公判情報
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

テレビ中継がなされれば、国民の裁判
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

これは重要なことである。裁判の公開
が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を
得るために本当に必要な、わかりにく
く、つまりなく、傍聴しにくくしておい
て、機会は与えた、傍聴しないのは国民
の勝手だとするのは妥当でない。

もちろん口頭主義の欠點はつとに指摘
されており、イギリスの手続にも欠陥は
ある。傍聴席が特定の傍聴人たちに
よって占拠されているときにはテレビ
カメラがあつたほうがかえって心
理的圧迫を和らげるかもしれない。

③「法廷のやりとりそのものを見
聞することこそ、私達が罪と罰の重
みを知り、法の精神を理解するため
に有意義なレッスンになるのではないか
といふ。」入廷行列や法廷外での
支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚
的イメージになることは望ましいこ
とではない。

テレビが入っている。連邦最高裁判
所では、検察官の冒頭陳述が、ぼそぼそ小さ
い声で読むためほとんど聞きとれず、翌
日の新聞をみてはじめて理解できたこと
を書かれていた。これでは公開したこと
にならない。傍聴人に十分聞きとれるよ
うに、必要によつてマイクを使うべき
である。

④「あ者が被告人となつている公判
で、ろうあ者の傍聴人のために傍聴席で
立ち上がりて手話通訳していた人々が次
々に退廷させられた事件がある。被告人
のための正規の手話通訳はおかげでお
り、傍聴席での傍聴人のへの自主通訳が、
審理妨害のおそれとして禁止された
のである。難しい問題を含んでいるが、
傍聴人のよく聞く権利との関連で検討さ
れるべき問題である。

〈マイク・通訳〉

第三に、訴訟当事者、裁判官の発言が
法廷で見聞したことを記録し、公表す
ることは、表現の自由の保障に含まれる
ことはいうまでもない（前記アーヴィング
事件参照）。現実に裁判を傍聴する
傍聴する者は限りがある以上、公判情報
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

テレビ中継がなされれば、国民の裁判
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

これは重要なことである。裁判の公開
が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を
得るために本当に必要な、わかりにく
く、つまりなく、傍聴しにくくしておい
て、機会は与えた、傍聴しないのは国民
の勝手だとするのは妥当でない。

もちろん口頭主義の欠點はつとに指摘
されており、イギリスの手続にも欠陥は
ある。傍聴席が特定の傍聴人たちに
よって占拠されているときにはテレビ
カメラがあつたほうがかえって心
理的圧迫を和らげるかもしれない。

③「法廷のやりとりそのものを見
聞することこそ、私達が罪と罰の重
みを知り、法の精神を理解するため
に有意義なレッスンになるのではないか
といふ。」入廷行列や法廷外での
支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚
的イメージになることは望ましいこ
とではない。

テレビが入っている。連邦最高裁判
所では、検察官の冒頭陳述が、ぼそぼそ小さ
い声で読むためほとんど聞きとれず、翌
日の新聞をみてはじめて理解できたこと
を書かれていた。これでは公開したこと
にならない。傍聴人に十分聞きとれるよ
うに、必要によつてマイクを使うべき
である。

④「あ者が被告人となつている公判
で、ろうあ者の傍聴人のために傍聴席で
立ち上がりて手話通訳していた人々が次
々に退廷させられた事件がある。被告人
のための正規の手話通訳はおかげでお
り、傍聴席での傍聴人のへの自主通訳が、
審理妨害のおそれとして禁止された
のである。難しい問題を含んでいるが、
傍聴人のよく聞く権利との関連で検討さ
れるべき問題である。

〈マイク・通訳〉

第三に、訴訟当事者、裁判官の発言が
法廷で見聞したことを記録し、公表す
ることは、表現の自由の保障に含まれる
ことはいうまでもない（前記アーヴィング
事件参照）。現実に裁判を傍聴する
傍聴する者は限りがある以上、公判情報
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

テレビ中継がなされれば、国民の裁判
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

これは重要なことである。裁判の公開
が、裁判の公正を担保し、国民の信頼を
得るために本当に必要な、わかりにく
く、つまりなく、傍聴しにくくしておい
て、機会は与えた、傍聴しないのは国民
の勝手だとするのは妥当でない。

もちろん口頭主義の欠點はつとに指摘
されており、イギリスの手続にも欠陥は
ある。傍聴席が特定の傍聴人たちに
よって占拠されているときにはテレビ
カメラがあつたほうがかえって心
理的圧迫を和らげるかもしれない。

③「法廷のやりとりそのものを見
聞することこそ、私達が罪と罰の重
みを知り、法の精神を理解するため
に有意義なレッスンになるのではないか
といふ。」入廷行列や法廷外での
支援者の狂喜乱舞のみが裁判の視覚
的イメージになることは望ましいこ
とではない。

テレビが入っている。連邦最高裁判
所では、検察官の冒頭陳述が、ぼそぼそ小さ
い声で読むためほとんど聞きとれず、翌
日の新聞をみてはじめて理解できたこと
を書かれていた。これでは公開したこと
にならない。傍聴人に十分聞きとれるよ
うに、必要によつてマイクを使うべき
である。

④「あ者が被告人となつている公判
で、ろうあ者の傍聴人のために傍聴席で
立ち上がりて手話通訳していた人々が次
々に退廷させられた事件がある。被告人
のための正規の手話通訳はおかげでお
り、傍聴席での傍聴人のへの自主通訳が、
審理妨害のおそれとして禁止された
のである。難しい問題を含んでいるが、
傍聴人のよく聞く権利との関連で検討さ
れるべき問題である。

〈マイク・通訳〉

第三に、訴訟当事者、裁判官の発言が
法廷で見聞したことを記録し、公表す
ることは、表現の自由の保障に含まれる
ことはいうまでもない（前記アーヴィング
事件参照）。現実に裁判を傍聴する
傍聴する者は限りがある以上、公判情報
についての認識は飛躍的に深まるであ
う。

もかくとして、傍聴席に入れない多くの人々に「公判の状況を伝えることは傍聴人の任務とさえいえるもので、非難されるべき点はまったくない。

全監労事件などでは、傍聴人の再入廷、交換が禁止されている。禁止の理由は明らかでない。法廷の静謐を維持するためとも考へられるが、これは、裁判官が審理に集中できるようにするため、たしかに必要なことである。しかし静謐を書さない場合まで一律に禁止することはできない。裁判の公開の点からは静謐を害さない出入りが許容されるべきは当然である。「現実に法廷では、一般的に、審理中につきの事件の弁護人や被告人、傍聴人が出入りしている実情があるのであって、傍聴券を発行する場合のみ、開廷中の傍聴人の出入りを一律に禁止することは根拠がない」(全監労事件に関する東京弁護士会法廷委員会意見書)とくに体廷中の交換は右理由ではまったく禁止できない。

あつて、傍聴券を発行する場合のみ、開

廷中の傍聴人の出入りを一律に禁止することは根拠がない」(全監労事件に関する東京弁護士会法廷委員会意見書)とくに体廷中の交換は右理由ではまったく禁止できない。

メモについて四でまとめて扱う。スモン訴訟や未熟児麻疹症事件で録音が許された例がある。高津事件においても杉山裁判官に交換する前は録音が認められていた。秘密通達一七項は「ラジオ・新聞等の報道機関の法廷における録音又は

かということはもっぱら裁判所の裁量に係ることなのだ」。

当然の権利でない行為は、法令に基づかずともどのように規制できるとする考え方自体不當であるが、既に述べたとおり、メモは裁判の公開および表現の自由に基づく権利であるから、これを制約するには十分な理由と法令の規定が必要である。ところが、法令の規定は以下に述べるとおりどこにも存在しない。

「メモは傍聴規制の対象から除外され

ている」

法廷警察権を定めた基本規定は裁判所法第七条であるが同「条の規定を具体化した解釈的規定」として民訴規則一条

などがある。一九四八年に制定された刑法規則二一五条はメモや速記を規制していない。一九五六年に制定された民訴規則一一条は「速記」については裁判長の許可を必要とするとしたもののメモは規制していない。さらに、裁判所傍聴規則にもメモ、速記の規制はない。メモは規制から除外されたのであり、それに十

分な理由がある。

「裁判所法第七条の対象にもならない」

メモ禁止について禁止を正当化する立場から、まとまつた論述をされている香城裁判所は、「裁判長の法廷警察権（裁判所法第七条）の対象となり、その範囲によつて規制されることになる」と

放送は、これを許さないこと」としていられるが、当事者の録音は許可することもあるという趣旨であろう。
写真撮影については、津地裁、長崎地裁で、開廷前につき認めた例が報告されている。なお、秘密通達一六項参照。

マイクの設置例については調査していないが、秘密通達一五項は「扩声装置は、裁判長の声量不足等により審判のため必要な場合に限りこれを取り付けるもの

四 メモの規制

1 メモ規制の実態

自由法曹団のアンケートによると、全国の多くの裁判所（国法上の意味の裁判所をいう。以下同じ）において一般傍聴者のメモが禁じられている。ただし、認められているところもありあり、同一

の裁判所内でも、裁判官によって扱いの違う例（京都地裁）も報告されている。東京地裁でも傍聴人がメモをとつていて何もいわれなかつた例がいくつかあるが、このような場合認めているのか、気がつかないのかは不明である。メモを制止するのは、裁判官か延吏であるが、理由は述べていないものが多い（これは理由を十分間に質していないためである）。なかには「規則だから」と答えた

メモについては四でまとめて扱う。スモン訴訟や未熟児麻疹症事件で録音が許された例がある。高津事件においても杉山裁判官に交換する前は録音が認められていた。秘密通達一七項は「ラジオ・新聞等の報道機関の法廷における録音又は

かといふことはもっぱら裁判所の裁量に係ることなのだ」。

当然の権利でない行為は、法令に基づかずともどのように規制できるとする考え方自体不當であるが、既に述べたとおり、メモは裁判の公開および表現の自由に基づく権利であるから、これを制約するには十分な理由と法令の規定が必要である。ところが、法令の規定は以下に述べるとおりどこにも存在しない。

「メモは傍聴規制の対象から除外され

ている」

法廷警察権を定めた基本規定は裁判所法第七条であるが同「条の規定を具体化した解釈的規定」として民訴規則一条

などがある。一九四八年に制定された刑法規則二一五条はメモや速記を規制していない。一九五六年に制定された民訴規則一一条は「速記」については裁判長の許可を必要とするとしたもののメモは規制していない。さらに、裁判所傍聴規則にもメモ、速記の規制はない。メモは規制から除外されたのであり、それに十分な理由がある。

3 司法記者クラブ員と一般傍聴者間の差別の不合理性

周知のとおり、司法記者クラブ加盟の

報道機関についてだけは、メモが許可されている。記者席に入れないのである。

裁判所は、「裁判長の法廷警察権（裁判所法第七条）の対象となり、その範囲によつて規制されることになる」と

ある。東京地裁では、記者クラブの腕章

放送は、これを許さないこと」としてい

るが、当事者の録音は許可することもあるという趣旨であろう。
写真撮影については、津地裁、長崎地裁で、開廷前につき認めた例が報告されている。なお、秘密通達一六項参照。

マイクの設置例については調査していないが、秘密通達一五項は「扩声装置は、裁判長の声量不足等により審判のため必要な場合に限りこれを取り付けるもの」として、法廷外には取り付けないこと」としている。かつて法廷外にスピーカーを取り付け、審理の状況を法廷外の人々に見せるという趣旨であろう。
写真撮影については、津地裁、長崎地裁で、開廷前につき認めた例が報告されている。なお、秘密通達一六項参照。

マイクの設置例については調査していないが、秘密通達一五項は「扩声装置は、裁判長の声量不足等により審判のため必要な場合に限りこれを取り付けるもの」として、法廷外には取り付けないこと」としている。かつて法廷外にスピーカーを取り付け、審理の状況を法廷外の人々に見せるという趣旨であろう。
写真撮影については、津地裁、長崎地裁で、開廷前につき認めた例が報告されている。なお、秘密通達一六項参照。

マイクの設置例については調査していないが、秘密通達一五項は「扩声装置は、裁判長の声量不足等により審判のため必要な場合に限りこれを取り付けるもの」として、法廷外には取り付けないこと」としている。かつて法廷外にスピーカーを取り付け、審理の状況を法廷外の人々に見せるという趣旨であろう。
写真撮影については、津地裁、長崎地裁で、開廷前につき認めた例が報告されている。なお、秘密通達一六項参照。

マイクの設置例については調査していないが、秘密通達一五項は「扩声装置は、裁判長の声量不足等により審判のため必要な場合に限りこれを取り付けるもの」として、法廷外には取り付けないこと」としている。かつて法廷外にスピーカーを取り付け、審理の状況を法廷外の人々に見せるという趣旨であろう。
写真撮影については、津地裁、長崎地裁で、開廷前につき認めた例が報告されている。なお、秘密通達一六項参照。

